

申立書等必要書類の例

入居予定の場合は下記の必要書類を提出してください。

必要書類		備考
①	申立書（原本）	現在の家屋の処分方法及び入居できない理由、 入居予定日を記入したもの
②	住民票（写）	現住所のもの
③	現住家屋の処分方法が <u>決定している</u> 場合 現住家屋の処分方法を示す書類（写）	下記※1 参照
	現住家屋の処分方法が <u>未定</u> の場合 申立て内容を疎明する書類（写）	下記※2 参照

※1 現住家屋の処分方法を示す書類（例）

- ・現住の家屋が「賃貸」「社宅」「公宅」等の場合
「賃貸契約書」、「社宅（公宅）決定通知」、「登記事項証明書」等
- ・現住の家屋（持家）を売却する場合
「売買契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書」等
- ・現住の家屋（持家）を賃貸する場合
「売買契約書」、「不動産仲介業者等との媒介契約書」等
- ・現住の家屋に親族等が住む場合
「親族等からの申立書」等

※上記確認書類において、現住家屋の所在地が地番で記載され住民票の住居表示と異なる場合は別途書類を求められることがあります。

※2 申立て内容を疎明する書類（例）

- ・引越しの契約の関係で入居が間に合わない場合
「引越しの見積書・契約書」など引越日が確認できるもの
- ・抵当権設定登記を急ぐため入居が間に合わない場合
「抵当権設定契約証書」、「金銭消費貸借契約書」等
- ・リフォーム工事を行うため、登記までに入居ができない場合
「工事契約書」等
- ・申請者が単身赴任で入居することができない場合
「申請者本人以外の世帯全員の住民票（新居に住所を移した後のもの）及び「戸籍謄本」
- ・子どもの就学の都合による場合
「在学・在園証明書」等

※3 建築後未使用の家屋や既存の家屋を取得した場合

上記書類に代わり、宅地建物取引業者（買主からの個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る代理又は媒介をする場合に限る）が発行した「**入居見込確認書**」の提出でも可とします。
入居見込確認書提出の際は、売買契約書等（買主からの依頼により取引の代理や媒介をした宅地建物取引業者名がわかるもの）を一緒にご提出ください。

■お問い合わせ

帯広市 都市環境部 都市建築室 建築開発課 建築指導係
電話：0155-65-4181（直通）